

省エネ関連業務における併願申請について

2025 年 4 月以降の省エネ関連業務（BELS、低炭素技術的審査、性能向上技術的審査）において、各種業務規程で併願申請料金を定めています。この料金の適用にあたっては、「ERI の定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること。」を条件の一つとして定めています。この「ERI の定める方法」は次のいずれかによるものとします。また、併願申請となる業務の評価書又は適合証の交付及び副本の返却は、内容の確定を待つ都合上、原則として併願申請対象業務の評価書又は適合判定通知書等の交付以降となります。その後に認定申請を控える業務（低炭素、性能向上）については、スケジュールを考慮のうえ、早めのご申請をお願いいたします。

1. 電子申請システムによる場合

以下の①～③のいずれかの方法とします。

- ① 併願申請対象業務と同一申請 ID でアップロードする。
 - ・ 同一申請 ID とするには、同時にアップロードする必要があります。
 - ・ 申請書類などを後日アップロードする場合は、申請の際に申請予定の業務をあらかじめ選択しておく必要があります。
- ② 先に申請した併願申請対象業務に追加申請としてアップロードする。
 - ・ 先に申請した併願申請対象業務において評価書等が交付されている場合には追加申請が可能です。
 - ・ 追加して申請した業務は当初の申請 ID の枝番として申請されます。
- ③ 別の申請 ID でアップロードした際は、電子申請システムのメッセージ・コメント機能により、先に申請した併願申請対象業務の電子申請 ID を ERI に伝達する。

2. ERI の定める申込書による場合

申請書作成ツール（BELS（戸建住宅に限る。））又は当社ホームページに掲載する各種申請書内にある申込書において、対象となる併願申請対象業務を明示する。

（参考）業務規程で定める併願申請の料金の適用条件（以下の全てに該当する必要があります。）

- ① ERI の定める方法により併願申請対象業務※1の申請が申告されていること。
- ② 併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること。
- ③ 業務の申請内容が、併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容（本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所の HP に公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容（住宅にあっては太陽光発電設備の設置の有無については除く。）で再計算したものを含む。）であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること※2。
- ④ 電子申請でない場合にあっては、同一の窓口へ申請すること。

※1 併願申請対象業務は業務ごとに異なります。詳細は各業務規程をご確認ください。

※2 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務、性能向上計画認定に係る技術的審査業務においては、紙申請の場合は重複する図書も提出してください。

以上